

## 平成15年度 第2回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

(日 時) 平成15年9月8日(月)13:15～15:40

(場 所) 農業総合センター 1F大会議室

(出席者) 井上委員、岡田委員、川崎委員、岸辺委員、久保委員、周防委員、須戸委員

谷口委員、富岡委員、長崎委員、中島委員、額田委員、増田委員、山梶委員

山田理子委員、山田昭二委員

- (議 題)
- (1) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(素案)について
  - (2) 環境こだわり農業の実施に関する協定等について
  - (3) 環境こだわり農産物等の栽培技術等について
  - (4) その他

### (1) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(素案)について

**会長(富岡委員):** それでは、滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(素案)について審議を始めます。前回の審議会では、骨子案として提案があり、皆さんからいただいた意見などを踏まえて、本日は、素案として提案されました。それでは、事務局より説明をお願いします。

**事務局(木村):** 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(素案)について説明

**会長(富岡委員):** この件について、ご意見等ございませんか。

**川崎委員:** 環境こだわり農業が滋賀県農業のスタンダードとなるように推進し、環境こだわり農産物を滋賀のブランドとするということですが、野菜について、19年度の目標栽培面積が220haと具体的にところで非常にトーンダウンしているという感じがするのですが、これは、基本的に少ないと思います。

**事務局(木村):** 確かに米に比べると伸び率はさほど大きくございませんが、8ページをご覧くださいますと水稻が作付面積の2.8%に比べ既に野菜の方は15%近くになっておりまして、これが220haになりますとほぼ20%を越えます。この数字は各地域振興局に照会をいたしまして、頑張れば達成できるという数字を積み上げたものです。

**会長(富岡委員):** 環境こだわり農産物の野菜の目標面積220haが少なすぎるのではないかと、というのが川崎さんのご意見でした。関連して何かご意見ございませんか。

**井上委員:** 今、健康日本21に関連してヘルスサポーター育成事業というのがあるんです。その中で、市民を対象にした料理教室が行われていますが、私もこの会に参加させていただいたのですが、そこでこだわりの野菜を使って下さいと何度も言うんですけども、欲しい時にないとか値段が高いからと言って却下されてしまうんですね。確かに平和堂さんとかに行っても欲しいときにあるということですがごく少ない。全体の数量が少ないので、20%にこだわらないで、もっともっと増やしていただきたいと思います。数字じゃなくてスーパーに買いに行ったときに、何時でも何処でも手にはいるということが大切だと思います。

**中島委員:** この前、来年度のこだわりについて生産組合で寄り合いをさせてもらったところ、米は一年に一度ですから、ある程度あそこあそこをやるかと決められますが、軟弱野菜の場合、10月播きと12月播きはあそこあそこでやろうと言えるけども、来年度についてはどこが播けるかわからない。ところが県はハウスを指定せよと言われる。とすると、指定してもそこで播けるかどうかかわからないので、それならやめると言われる。そこで、せめて半分くらいの面積をどこでやっても良いように認めて欲しいと思います。

**会長(富岡委員):** 柔軟に対応すれば増えるということだと思います。

**事務局(中村):** 栽培を確認させていただくこともあり、申請時にほ場も特定していただくのですが、た

だほ場が変更した場合には変更届をしていただくことで対応しております。

**中島委員:**農家が作りやすくする必要があると思います。

**事務局(木村):**申請時にほ場の特定はしていただきますが、それを1年前というわけではなく、1月・5月・9月と年3回申請時期がありますので、播種前の近い時期に申請をしていただくということになっております。また、先ほど技監が申しましたように変更申請で対応しております。

**中島委員:**半分ぐらいは自由にやれるようにしていただきたいと思います。

**事務局(中村):**そのことについては現場の普及員とも相談しながら、消費者の方から信頼が薄れるということもあると困りますので、もう一度確認をし、検討もしていきたいと思います。

**会長(富岡委員):**その件については、こだわり課のほうで検討していただくことにしまして、先程の野菜の目標の220haは少なすぎるというご意見が出ていますが、20%というのは滋賀県の野菜生産の20%であって、滋賀県のスーパーに出回っている野菜の内滋賀県産というのはごくわずかですから、その20%ですからほとんど無いという状況になるわけですね。

**事務局(中村):**おっしゃるとおりに野菜がなかなか増えていかないというのは、現実にごさいます、水稲の方はたくさんの方が取り組んでいただいていることと、技術的にも5割削減というのがメドが付いてきたということもございます。野菜はこだわりに限らず面積が増えていかない、また5割減となると技術的にも難しいということでもなかなか増えていかないというのが現状でございます。平成22年度を農林水産ビジョンの目標年度に定めて、水稲も2割、それに合わせて園芸も2割ということを考えているんですけど、現場の実態を調査をして積み上げていって、これぐらいなら頑張れるということで設定した2割でございます。

**井上委員:**3人に1人が購入するという目標とこの220haは、一致するものですか。

**川崎委員:**あたりなかつたりでは消費者にも認知されず、ブランドとしての確立は難しいと思われませんが。

**岸辺委員:**常設コーナーを維持しようとなると、常時5品目くらい必要になってきます。ある時はたくさんあるけど、ある時はパッと消えるというのでは、売ってる方からもコーナーが作りにくいし、買われる方からもどこに置いているのかと思われると思います。今議論になっている面積も大切ですが、内部的に品目を常時お客さんに提供できるようにすることも考えておく必要があると思います。

**事務局(中村):**品目につきましては、現在こだわり農産物で認証している品目が、35品目ございしますが、例えばブロッコリーでもその時期にあったけど次の時期、季節はずれに作ろうとすると農薬等を半分にしていけることが技術的に難しいということで、一つの品目を増やすということはなかなか難しい面があります。常設コーナーを作っていただくとなると、5品目くらい常時無いと駄目だということですが、確かに品目もまだ不足しておりますし、指定しております物も冬場のネギがあっても夏場のネギが指定出来ていないということが現実的にはございます。そこには技術が追いついてないという所もあります。そのあたりも、今後努力して進めていきたいと思っております。

**会長(富岡委員):**環境こだわり農産物については、どの季節でも何時でも手に入るということを保証できるものではないという面もあると思います。季節の物を食べるようにしましょうということになるのではないかと思います。

**久保委員:**先程から言われているようにスーパーなどに行った時に、常時あるということが、消費者には大きなことであって、午前中に見せていただいたときに生協さんにも卸していますとか、共同購入とか確実に予約販売できるところにまずは卸しておられるということです。それが悪いということではなくて、だからよけいに一般のスーパーでは見かけずに、例えば、道の駅などにおいてあるということだと思います。日常の買い物までなかなかまわってこないということです。

**会長(富岡委員):**一般の流通経路にはなかなかのってこないということですが、事務局の方はいかがですか。

**事務局(木村):**どうしても一人の農家で作っておられるのではなかなか流通まで回っていかないということで、部会などグループ化を目指していかないと考えております。それから、道の駅も一つの流

通の形態として、また大事な消費者との接点でありますので、これから力を入れていきたいと考えております。野菜については、先ほど技監が申しましたように、技術的に難しく、また流通もかなり難しい面がありますが、やはり消費者の目に一番触れるのがスーパーの野菜だと思いますので、そこに力を入れていきたいと考えております。

**会長(高岡委員):**今の野菜の目標面積220haをもっと増やすべきという意見でした。同じテーマばかりで時間をとるわけにはいきませんので、この話題はひとまず終わりにしたいと思います。今まで全然話題にあがっていなかった遺伝子組み換えですね、これが今回の基本計画の中に入っておりますし、その点についても結構ですし、他の問題についても結構です。何かご意見等がございましたらお願いします。

**山田理子委員:**後ろの方の各主体の取り組みあたりの所になるかと思うんですけど、消費者としては安心できる根拠、その説明が欲しい、ということが特に私の周囲の人達に多いです。そういうのをきちっと説明して欲しい。いわゆる農産物のトレーサビリティと言うんでしょうか、そういうことをなるべく農業団体は発信を行いますと言い、生産者は消費者に発信するようにしますと書いてあるんですが、生産する方のお話を直接聞いてると、そんな面倒なこと々細かくしてられないという思いもあるようです。面倒なことだけでも消費者はそれを求めているというところがあるので、そこをなんとか仲介役をするような役割を農業団体として期待したいと思うんです。確か千葉県の農協だったと思うんですが、非常に簡易に品目毎にどういう薬をやったか書き込めるような表を作って、生産者はそこに印を付けるだけでよい、というように簡単にできますよ、といった記事があったように記憶しています。そういったことを農協が間に立ってしていただけると、生産者としてもそういう発信を簡単にできるし、消費者としても求めている情報が手に入るということになると思うんですけど。そういう役割分担を書き込んでいただくわけにはいかないかと思います。確か家の光協会が出しております地上という雑誌がございますが、その7月号ぐらいじゃなかったかと思うんですけど。

**周防委員:**全てのJAで、生産履歴を作りましょうと、私の所と中央会とタイアップして県の指導も受けて、特に野菜については今年の2月でしたか、大会をさせてもらった折りに、生産履歴を作ろうということで、記帳運動を進めております。米については色んな角度から、改めて16年産から本格的に開始しようと考えております。農家についても認識がかなり高まっていますし、JAの皆さんもそういう方向で進んでおります。

**谷口委員:**今、トレサビの問題については本部長が申し上げたとおりで、トレサビの係も作りまして取り組んでおります。小麦については、すでに取り組んでおりますし、米についてはこれから本格的に取り組んでいきたいと考えております。また、お茶については、甲賀郡が産地でありますので、これについても取り組んでおります。地上の7月号を私も読みましたが、今山田先生がおっしゃったようにもう少し簡単にそれが取り組めるように工夫はしていきたいと思っておりますし、農業団体としては重要なことでございます。消費者に安心して色んな物を食べていただけるよう、今後とも十分な取り組みを続けていきたいと考えております。

それからちょっとお尋ねしたいことは、先程冒頭に部長のご挨拶にありました中主の大豆の問題、あれについては県としての対応は早く、良かったと評価させていただきました。これは滋賀県ではそういうことですが、全国的な状況について、もし分かっていたらお聞かせ願いたいと思うんですが。

**会長(高岡委員):**順番にいきますと、さっきのトレーサビリティの話ですがいかがでしょうか。

**川崎委員:**今、コンテナ出荷を推進してまして、コンテナに一箱ずつ認証マークと一連の必要事項を印刷した物を入れるようになってるんですよ。そこへさらに詳しく入れるという話なんですけど、実際にどういう表現をしたら、消費者がスーパーの店頭でその表示を見てご満足いただけるのか、理解をしてもらえるのか、その辺りのことがよくわからない。結局は県のマークを信用して欲しいなど。ただ一つ付け加えますと、収穫してすぐに出すわけですから、このマークの下に枠を作って、何時穫った物ですよと、入れようというところまでは行ったんですが、栽培内容を知りたいという消費者の要望に、どの程度表現すれば理解していただけるかと、今そこでちょっと突き当たってるんですよ。

**山田理子委員:**出荷日を入れていただくのが一つ、それは非常に進歩だと思います。それと、マークが信用できないのかといわれると苦しいんですけど、消費者は色んなところでごまかされてきた部分がありますので、マークが付いているからお役所のおっしゃることをそのまま信用するというわけには、なかなかいかない習性が身に付いております。それと、こだわりのマークで統一されてはいるけれど、そのこだわってる中身は今日行ったほ場だけでもそれぞれ違いますよね。キュウリはこういうところ、トマトはこういうふうやってる、お米はこうだと。そのこだわりの要点、例えば今日のお米なら、こういう品種でカメムシの防除はしていないとか、要点の一つ二つでもいいからこだわりの中身を知

らせて欲しいなど、マークだけで信用しろって言われても、このマークがもっと目に付くようになってくれば、まだいいんですが、マークが付いている物を探して買わなきゃいけないのが現状なんです。今、スーパーのなかをうろうろ歩いて、今日はマークの付いたのは何かあるかなと、探さなければ買えないのが現状です。そんなときに、せっかく探したマークでそこそこ高い目の値段の物を買うんですが、いったいどこにこだわってるんやと言われてたら説明できないようなものを買うという気持ちになかなかなりにくいんです。そのへんちょっと書いていただけたらずいぶん違うなと思いました。

**増田委員:**環境こだわり農産物審査委員長として付け加えますと、現在、ネット上で誰が栽培したかは確認できるようになっております。ただ、具体的にどういう栽培をしているかまでは確認できません。宮城の生協では、生産者一覧からクリックすれば、栽培内容がわかるようになっていますが、ネット上でそれくらいの確認はできたらいいと思います。

**岡田委員:**栽培している方から、昨年から麦と大豆に関しては栽培履歴と農薬散布を反当たりどれだけまいたとか、水稻に関しては、何日にこの面積のほ場に何をまいたという栽培履歴を全て出しているんですけど、それが活用されているのか。一般の消費者が農薬とか肥料を見て、どれだけ判断ができるのか。また、午前中、ほ場を見回って、どの米が良いのか実際に消費者には分からないと思うんです。こだわり農産物で自分の家は減農薬で5品目のところを3品目でこだわってますという場合、他のほ場に行ったらその5品目の内の3品目は違う農薬を使っていると思うんです。それを、Aさんの3品目が良いのかBさんの3品目が良いのか、消費者がどっちが良いのかと判断ができるのか。そういうところを生産者の方からしたら消費者が何の為にそれを求めているのか、というところをお聞きしたい。

**山田理子委員:**それが分かる人は非常に少ないし、私自身も分かる物と分からない物があります。ですから、全て表示していただいて全部分かるとは決して申しません。ですけども自分が食べるときに、これについて知りたいと思ったときに知ることができるような状況において欲しい。分かるような状況にあって欲しい、というのが消費者の願いです。今すぐに見て分かる、ということはありません。でも、私の場合、少なくとも食品添加物で言えば、こういう添加物は容認して買うけど、これが入ってる物は絶対買わないという物があります。そういうふうに農薬でも履歴を知って選択ができる状況にあって欲しいのです。

**会長(富岡委員):**議論はつきないと思いますが、生産履歴の開示と言うことについては、環境こだわりに限らず農産物一般について必須事項になってきていますので、そのことをふまえて環境こだわり特に栽培履歴にも力を入れていくということで如何でしょうか。ということでこの点についてはこれまでにさせていただきたいと思います。先程、谷口委員の方から質問が出ました、遺伝子組み換えについて事務局からよろしく願います。

**事務局(西村):**遺伝子組み換え作物については、今年は茨城、岐阜、滋賀県で試験栽培が行われ、全部すき込んだということです。県としてこれは一切認めないと方針を出しているのが、全部調査したわけではありませんが、一番最初が山形県だと聞いています。次が滋賀県で、その二つぐらいです。もう一つは、今回の遺伝子組み換え大豆にしましても、厚生労働省は食品衛生法に基づいて、例えば消化具合とか毒性とか食べたときにアレルギーが出るのかとか検査をしてなおかつ安全だと言ってますし、農林省は自然交配のデータで、例えば70%ぐらいしか自然交配しないといったデータをもとに安全だと言っています。しかし、いくら国が安全だと言っても、消費者の方々にそれが安心として映らなければ意味がないと思います。

**会長(富岡委員):**委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。県がこういうことで、6ページですね。ここに書いてあるような食用農産物については栽培しないように指導しますと、この基本計画に書いてあるんですが、この点について皆さん方のご意見がございましたら願います。

**長崎委員:**消費者の方はこういった方針に賛成なんですが、生産者側はどうなんでしょう。

**会長(富岡委員):**生産者側の委員の方ご意見ございますか。

**額田委員:**ここに“食用の”と書いてあるんですが、これは飼料用の場合も含まれるんですか。例えば、飼料用の米とかでも遺伝子組み換えの物はダメなんでしょうか。

**事務局(西村):**飼料用の場合も含まれます。

**須戸委員:**除草剤に抵抗するために遺伝子組み換えをしてると思うんですけど、本来の趣旨は農薬

の削減ですよ。そうするともし遺伝子組み換えの作物を使った場合、除草剤は1種類で済むという話になってしまうんです。そうした時に、今回の施策の方向として優先順位が農薬を大前提にするのか、農薬の削減効果があっても皆が安心して取り組めるのが優先されるのか、そういったあたりを表現に盛り込まなくてもよいのかと思ったんですけど。

**会長(富岡委員) :** 農薬削減という目標と矛盾する面があるのではないかという指摘だと思うんですが。

**事務局(浅田) :** 私どもの考え方は安全・安心が当然優先されるべきことでありますので、その結果として農薬や化学肥料を減らそうと言っているわけでありまして、遺伝子組み換えによって結果として農薬が少なくすむ、だから良いんだと言うわけにはいかないということをはっきりとこれで謳っておるつもりなんです。あくまでそうした自然界に存在しない遺伝子を組み換えてまで、作った物を食品としては取り扱わないですよという、滋賀県が持っております考え方でありまして、この中に流れております基本は安全・安心が優先ということで、安心を求める消費者ニーズを踏まえまして、食に供する作物については、遺伝子組み換えは滋賀県では作らないという認識であることをご承知を賜りたいと思います。

**山田理子委員 :** 遺伝子組み換えの一般に言われている、除草剤耐性とか殺虫性とかに関しては絶対反対ということで私も同意するんですけど、ただ最近アレルギーを持つ人たちが増えてきたなかで、坑アレルギー性のお米ができることについてまで、反対できるのかどうかと疑問なんです。食物アレルギーの方にとって、食べられなかったお米が食べられるというのは非常に福音だと思うんですけど、そういうのも含めて禁止してしまうのかなという疑問です。

**事務局(浅田) :** 大変難しい問題でありまして、例えば「そば」でもアレルギーが出るという方はおられますしね。基本的には先程申しましたように、食用として遺伝子組み換えは認めないという一方で、今年度末までにはガイドラインを作らせていただきたい。ガイドラインを作るのがまた難しく、生産という分野だけで学識経験者の方にも英知を傾けていただいてガイドラインを作るのか、消費・流通まで含めてガイドラインを作るのか。例えば加工品として豆腐の中に外国製の大豆が使われていて、その中に遺伝子組み換えの大豆が入っているのか入っていないのか。そうなりますと、私ども農政水産分野を越えていく話になりまして、これからまず部内で論議して、そして庁内論議をしていかないかと思っております。その中で皆様のお声を聞かせていただいて、今おっしゃってます、国民の中にはそういう体質の方もおられるということまで考慮するのか、いや今滋賀県が言っているとおり、とりあえず止めときましょうということに滋賀県民のおおたの賛同がいただけるのか。ガイドライン作りのなかでご意見を承って、反映できるのかできないのかも含めて、難しいところでありまして、お預かりをさせていただきたいと思っております。

**会長(富岡委員) :** この環境こだわり農業推進基本計画(素案)についての審議をそろそろ終わらせていただきたいと思うのですが、是非これだけは言っておきたいということがございましたら。

**増田委員 :** 第1回目に欠席したので申し上げにくいところもあるんですけど、自然循環機能の維持増進の中で、県としても水田に魚が上がって来れるような試験とか、水田で魚の卵を産ませて二ゴロブナを増やそうという話があるんですけど、ある意味水田が持っていたあるいは水田とその周辺の環境が持っていた環境調和的な機能や生物多様性の維持といった、環境にプラスの効果を持つ機能を見直して、そういう物を復元していこうという動きがあるんですけど、そういうような動きに対する研究や支援に対する考え方が、基本計画を見る限りでは無いというのが私の印象なんです。そういった視点での環境こだわり農業、農業生産を環境と積極的に共生させていくという項目が一つくらいは入ってても良いのではないかと思います。如何でしょうか。

**事務局(荘林) :** そこには色々な議論があると思うんですが、環境こだわり農業の協定の中でそういう要素を組み込んでいくという議論と、それとパラレルな形でもうちょっとマクロにやっていくという議論があると思います。後者の方の取り組みについては先生のご指摘のとおり私共も色々やっているところがございます。特に来年度以降に向けて積極的に考えていきたいと思っておりますのは、水田の持っている環境に対するプラスの効果、生物多様性の維持のような効果をより発揮させるために、例えば河川部局とも連携いたしまして河川と水田、魚の行き来ができるようなパイロット的な事業も検討しておるところでございます。また、こだわり農業のなかでも今後水田の持っているプラスの機能に着目したことについて検討していくべきではないかと考えております。

**会長(富岡委員) :** 最初から環境こだわり農業は少し対象が狭いんですね。耕地関係があまり無い、畜産も基本的に入っていない。家畜糞尿を利用するというだけであって畜産そのものの環境こだわりと

ということも入ってない。これは今後の課題ではないかと、もっと守備範囲を広げるということですね。

**事務局(浅田)**:今の話ですけど、環境こだわり農産物と環境こだわり農業とが私どもの中でもイコールに近い様な状況で考えておきた方がいいがありますので、ここは環境こだわり農業を目指す滋賀県ということで、農業の多面的機能というのは抜きにはできないし、循環型農業をするんだということも抜きにはできないと思っております。このあたり、今後この審議会でも先生方のご意見をふまえて、きっちりとした形で表記していかないと、最初に言うておりますスタンダードにしたい、ブランドとしたいということとごっちゃになってしまいますと、まずいということでこちらで整理をしなければという考えを持っております。

**会長(富岡委員)**:それでは、今後の課題とさせていただきたいと思えます。環境こだわり農業推進基本計画の素案についてはただ今、皆様から出されたご意見をふまえて、成案を作成していただいて、パブリックコメントにかけていただくということにさせていただきたいと思えます。では、次の議題に進みます。

## (2)環境こだわり農業の実施に関する協定等について

**会長(富岡会長)**:この議題につきましても、前回、環境こだわり農業の実施に関する協定制度の流れと環境農業直接支払制度の単価設定の基本的考え方について審議していただきました。その時出た意見等を踏まえ、また調査等もなされたようですので、資料に基づき事務局の方から説明していただきたいと思えます。

**事務局(木村)**:環境こだわり農業の実施に関する協定等について説明

**会長(富岡委員)**:環境こだわり農業の実施に関する協定を結ぶ上で必要な事項として、一つは下限面積としてこの案が示されています。もう一つは金額を決めるのに参考にする基礎データとして経営収支調査結果の概要が示されています。それから環境便益調査についてはまだ結果が出ていないということで、こういうことをやったというだけの報告です。これらの点についてご質問ご意見ございましたらお願いします。  
下限面積は、特にご意見がなければこのとおりになるということです。

**川崎委員**:下限面積のところなんですけど、道の駅のような生産者直売所を配慮された上で、5a、2aが決まってるんでしょうか。私どもの感覚では、これで果たして経済的な生産ができるのかどうか疑問に思うんですけど。

**会長(富岡委員)**:小さすぎると言うことですね。これは1品目でということですね。

**事務局(中村)**:1品目で5a以上ということです。

**川崎委員**:直売を随分意識しておられると思うんですよ。ですから、定年になって、環境こだわりの野菜でも作ろうか、という方随分おられて、そういった方を意識しておられる感じがしまして。ただ、市場の立場としますとこれは小さすぎると言うことです。

**会長(富岡委員)**:露地野菜で1品目1作型で5aは、プロの農家として小さすぎますか。

**中島委員**:作るものによります。ホウレンソウなら5aぐらいだし、ダイコンなら10aでもよい。施設は、平均すればそれぐらいで、2aでよいと思えます。

**会長(富岡委員)**:よろしいでしょうか。単価の方はだいたい調査結果の報告です。またこれは予算の問題ですので、これ位が適当だと言っても、できるかできないかは議会がお決めになることです。

**川崎委員**:経営収支調査は、どれぐらいの数量を調べられたものなのか。

**事務局(中村)**:米につきましては27事例の調査結果ですが、園芸についてはデータが少ないということで、栽培方法等を現地で調べ、それと慣行については、経営ハンドブックを使ったりして、全くの実態調査の結果ではなくて、試算的に算出したものです。米の結果と園芸の結果は同じ調査によるものではありません。

**川崎委員:**引き続き、同じ調査をやっているんですか。

**事務局(中村):**一応、済んではいるんですけど、地域によって、農家によって代替技術の導入の仕方が違うということがありまして、これは一般化していない様な技術などは削除させてもらったりしていますが、もう少しその辺の精査が必要かと考えております。

**久保委員:**備品は入っていないということですが、はじめる時には、いくつか必要です。何か補助はないんですか。

**事務局(木村):**たちまち今、そういう補助は無いんですが、できれば来年の予算要求の中で立ち上げの部分について何らかの支援策ができないかと考えております。ただ、この直接支払をする中で備品代を含めていきますと相当な金額になりますし、それを農家全てが入れるわけではないということもあり、今この算定上は経常的に必要となる農薬・肥料に変わるべき物を加味させていただいたところでございます。

**久保委員:**経営収支調査は1度限りですか。

**事務局(木村):**一度限りとは考えおりません。随時見直しを行うことは必要と考えており調査も必要と考えおります。

**会長(富岡委員):**他にございませんでしょうか。なければこの議題はこれまでとさせていただきます。

### (3)環境こだわり農産物等の栽培技術等について

**会長(富岡委員):**それでは、次に移りたいと思います。環境こだわり農産物等の栽培技術等について事務局から説明をお願いします。

**事務局(児島):**化学合成農薬・化学肥料の慣行的使用量について説明

**事務局(山田):**営農技術指針(骨子案)について説明

**会長(富岡委員):**今の説明に対してご質問ご意見ございましたらお出し下さい。

**会長(富岡会長):**ないようですので、その他事務局から何かありますか。

### (4)その他

**事務局(木村):**今後のスケジュールについて説明

**会長(富岡委員):**協定や環境こだわり農産物の生産計画の認定等の申請の審査を部会を設けずに、この審議会で行おうという事務局の案です。何かご意見ございましたら。増田委員どうでしょうか。

**増田委員:**みなさんで行うことも必要であると思います。

**会長(富岡委員):**委員のみなさん他に何かございませんか。

**会長(富岡委員):**本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。

